

障害福祉計画における障害児の見込量について

平成30～32年度を計画年度とする「木津川市障害福祉計画（第5期）・木津川市障害児福祉計画（第1期）」を策定するにあたり、国の基本方針及び京都府の方針により、「保育所」「認定こども園」「放課後児童健全育成事業」「地域型保育事業」における平成30年度・平成31年度・平成32年度の障害児の受入見込を設定します。

また、国・府の方針の見込設定項目にはありませんが、木津川市立幼稚園における障害児の受入見込についても、現在の加配対応が必要な児童数と、保育所の受入見込の推移から算出した見込を設定することとします。

▼計画に掲載予定の見込

| 種類 | 利用児童数 (平成29年度) | 定量的な目標(見込)(人) | | |
|-------------|-------------------|---------------|--------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 保育所 | 37 | 39 | 41 | 45 |
| 幼稚園 | 30 | 31 | 33 | 36 |
| 認定こども園 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 放課後児童健全育成事業 | 21 | 22 | 23 | 25 |
| 地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |

▼国の基本方針の内容

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。【基本指針第三の一の4】

▼見込の算出方法（別紙参照）

現在の4事業それぞれの受入人数に推計人口による「人口増加率」を乗じたものをベースとし、計画策定にあたって実施したアンケート調査から算出した「これまで利用していなかったが、今後利用したい人数」を加算し、平成30年度・31年度・32年度の受け入れの見込量（人数）を設定します。

○平成29年10月時点の4事業の受入人数

保育所：37人 認定こども園：4人 放課後児童健全育成事業：21人
地域型保育事業：0人

○計画策定にあたって実施した手帳所持者に対するアンケート調査結果

現在利用していない人で、今後利用を希望する人数：9人

○具体的な算出について

アンケートで回答した9人のうち5人が、別の設問で「利用する必要がない。または利用の要件に該当しない」と回答していたことから、4人を有効数として、アンケート回収率35.4%を割戻すと約11となることから、11人をニーズ把握による加算分として、平成32年度の見込量に4事業の現在の利用状況から按分して加算することとし、平成30年度（3人）・平成31年度（5人）と段階的に増加する形で段階的に見込量を設定する。

○幼稚園の見込について

幼稚園の現在の受入数をベースに、上記の方法で設定した保育所の見込の推移と同率で増加する想定で平成30年度・平成31年度・平成32年度の見込み量を設定します。